

§ 4 原子爆弾被爆者関係業務

表 107 原子爆弾被爆者健康手帳所有者数

本市における被爆者関係事務は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（被爆者援護法）に基づく書類経由事務と川崎市単独の事業として、栄養補給食品、はり・きゅう・マッサージ療養費補助金、並びに被爆者の子ども医療費等の支給などを実施している。

総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
716	85	57	68	92	136	113	165

資料：健康増進課